

掛川市条例第6号

掛川市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月26日

掛川市長

(別紙)

掛川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

掛川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年掛川市条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表中

障害程度区分認定等審査会	会長又は部会長	日額 21,000円
	委員	日額 20,000円
選挙長、投票所の投票管理者、期日前投票所の投票管理者、開票管理者、投票所の投票立会人、期日前投票所の投票立会人、開票立会人及び選挙立会人	国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和25年法律第179号）第14条第1項各号に掲げる職の区分に応じ、当該各号に掲げる額（投票所の投票立会人又は期日前投票所の投票立会人が立会時間内に交替する場合にあっては、当該額を超えない範囲内で市長が定める額）	

を

障害支援区分認定等審査会	会長又は部会長	日額 21,000円
	委員	日額 20,000円
指定病院等の不在者投票における投票立会人	国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和25年法律第179号）第13条の2第2項に規定する額（1日のうちの一部の時間について従事する場合にあっては、当該額を超えない範囲内で市長が定める額）	
選挙長、投票所の投票管理者、期日前投票所の投票管理者、開票管理者、投票所の投票立会人、期日前投票所の投票立会人、開票立会人及び選挙立会人	国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律第14条第1項各号に掲げる職の区分に応じ、当該各号に掲げる額（投票所の投票立会人又は期日前投票所の投票立会人が立会時間内に交替する場合にあっては、当該額を超えない範囲内で市長が定める額）	

に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。